

標準コード変更登録手続について(法人用)

(2018. 2.20 改訂)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の電算システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1法人又は1個人事業者は一つの標準コードが取得でき、その登録内容は、法人人名又は個人名と所在地(TEL・FAXを含む。)で、随時の変更登録と3年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM版として有償頒布されています。(法人の場合、申込者がCD-ROM版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません。)

II 変更登録申込手続 (この申込書は、OCR読取用になっていますので、必ず枠内にご記入願います。)

申込書に必要な事項を記載し、**実印(法務局に届出した印鑑)**を押印の上、**印鑑証明書**(法務局発行後3ヶ月以内のもの、コピー可)及び**手数料**(又は銀行振込明細書のコピー)を添えて、郵送又は持参をお願いします。

FAXでの申込は、受付けておりませんので、ご注意願います。

ご記入いただく前に、以下の**記載要領及び当協会ホームページ**をご覧ください。

なお、当協会ホームページからも申込手続ができますので、ご利用下さい。

URL : <http://www.jastpro.org/index.html>

1 上欄関係

「申込会社名」の「実印」は、社名が変更になった場合に、法務局に登録した印鑑を押印して下さい。

2 「1 変更登録事項」関係

「(1) 変更前の登録事項」関係

① 「登録コード番号」は必ず記入して下さい。

② 「会社名称」、「所在地」は、変更になった又は変更予定の事項に関し、**変更前の登録事項**を記入して下さい。

「(2) 変更後の登録事項」関係

① 変更になった又は変更予定の事項に関してのみ記入して下さい。

② 「法人名」が変更になった場合には、**登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書で、変更前と変更後の法人名が記されているもの、法務局発行後3ヶ月以内のもの、コピー可)**を添付して下さい。

③ 登記簿上の法人所在地が変更はないが、実質的な本社が移転している場合には、印鑑証明書の余白に、「本社機能は〇△に移転している。」旨、注記、押印して、「所在地」欄に実質的な住所を記入して下さい。

④ 「住所」の「TEL」は、固定電話の番号を記入して下さい。

⑤ 社名変更があり、法人番号が変更となる場合には、変更後の法人番号(13桁)を記載し、「国税庁長官発行の法人番号指定通知書」又は「国税庁法人番号公表サイト(最新情報ページ)」のコピーを添付して下さい。

⑥ 社名等が今後変更となる場合には、変更予定日を記入するとともに、確実に予定日の10日前に当協会に到着するよう郵送して下さい(詳細は「よくある質問」参照)。

3 重要事項 CD-ROM版の「日本輸出入者標準コード表」にTEL・FAX番号の掲載を希望しない場合には、「掲載しない」の口を塗りつぶして下さい。印がない場合には、掲載を了解されたものといたします。

4 「登録手数料の支払方法」関係

① 変更登録手数料は**1,350円**(消費税込)です。

② 銀行振込の場合には、手数料を**振込んだ後**(インターネットバンキング可)、登録の申込をして下さい。

③ 銀行振込(ATMを含む)の場合、振込んだ際、受取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合は、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし、申込書に添付して下さい。

④ 現金の場合には、持参するか又は現金書留にて郵送して下さい。

⑤ 小切手の場合、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料(840~945円)の加算が必要です。

5 非居住者が税関事務管理人(関税法第95条参照)を代理人として変更登録を申込み場合には、別の様式となります。

III 注意事項

1 当協会にて受理後、問題がなければ約10日前後に登録者の住所宛に変更登録通知書(兼領収書)を郵送します。なお、申込者が航空運送事業者、石油税特例納付の承認を受けた者又は製造たばこの特定販売業者に該当する場合は、別途、NACCSセンターへの届出が必要です。

2 **3年毎に更新登録**が必要となります。

更新登録申込書は登録期限の約3ヶ月前に郵送しており、**更新手続が行われないと登録が抹消されます**のでご注意願います。

3 変更登録の通知書及び更新案内等を郵送しています。郵便物が不達とならないよう看板の掲出等にご配慮願います。

IV 標準コード登録手数料一覧 (消費税込)

種類	新規登録	変更登録	更新登録	通知書再発行	通知書英文版発行
金額(円)	6,600	1,350	3,150	1,050	1,050